明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（法務・厚生労働五）　二
○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令
第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令第三号の規定による廃止前の農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令
（厚生労働・農林水産三）　三
○農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令
（農林水産七三）　四
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六三）　一
○輸出貿易管理規則の一部を改正する省令（同六四）　三

〔告　示〕
○農地法施行規則第八十八条の二第二項第四号及び第八十八条の三第二号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（農林水産二五五一）　三
○農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する件
（同二五五二）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立美術館入札、公認会計士等の登録及び登録抹消、岡山県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項及び第八十七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、厚生年金基金解散・清算人就任関係　六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六一
六三